（保険料控除申告書に関する書類等の提出又は提示に関する経過措置）

**第六条**　新令第三百十九条の規定は、令和四年十月一日以後に提出する所得税法第百九十六条第三項に規定する給与所得者の保険料控除申告書について適用し、同日前に提出した当該給与所得者の保険料控除申告書については、なお従前の例による。

（預貯金、株式等に係る利子、配当等の受領者の告知に関する経過措置）

**第七条**　新令第三百三十六条第六項の規定は、令和五年十月一日以後に支払の確定する同条第一項に規定する利子等又は配当等について適用し、同日前に支払の確定した改正前の所得税法施行令（次条において「旧令」という。）第三百三十六条第一項に規定する利子等又は配当等については、なお従前の例による。

（無記名公社債の利子等に係る告知書等の提出等に関する経過措置）

**第八条**　新令第三百三十九条第七項の規定は、令和五年十月一日以後に支払を受ける同条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けた旧令第三百三十九条第一項に規定する無記名公社債等の同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

（保険業法施行令の一部改正）

**第九条**　保険業法施行令（平成七年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四の五中「第二百二十五条の三第三号」を「第二百二十五条の三第一項第三号」に改める。

財務大臣　鈴木　俊一
内閣総理大臣　岸田　文雄

---

法人税法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

**政令第百三十七号**

法人税法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第三条の規定による改正前の法人税法の規定に基づき、この政令を制定する。

（法人税法施行令の一部改正）

**第一条**　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第十五号中「（以下この号において「特定分割型分割」という。）」を削り、同項第十八号中「除く」の下に「。以下この号において「資本の払戻し」という」を加え、「当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額にイに掲げる金額のうちにロに掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には一とし、当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、イに掲げる金額が零以下である場合には零と、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した」を「当該」に改め、同号イ及びロを次のように改める。

イ　ロに掲げる場合以外の場合　当該資本の払戻し等の直前の資本金等の額に⑴に掲げる金額のうちに⑵に掲げる金額の占める割合（当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、⑴に掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該資本の払戻し等が資本の払戻しである場合において、当該計算した金額が当該資本の払戻し等により減少した資本剰余金の額を超えるときは、その超える部分の金額を控除した金額）

⑴　当該資本の払戻し等を第十五号イの分割型分割とみなした場合における同号イに掲げる金額

⑵　当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額又は当該解散による残余財産の一部の分配により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額（当該減少した資本剰余金の額又は当該合計額が⑴に掲げる金額を超える場合には、⑴に掲げる金額）

ロ　当該資本の払戻しを行つた法人が二以上の種類の株式を発行していた法人である場合　当該資本の払戻しに係る株式の種類ごとに、当該資本の払戻しの直前のその種類の株式に係る種類資本金額（ロにおいて「直前種類資本金額」という。）に⑴に掲げる金額のうちに⑵に掲げる金額の占める割合（直前種類資本金額又は当該直前の資本金等の額が零以下である場合には零と、直前種類資本金額及び当該直前の資本金等の額が零を超え、かつ、⑴に掲げる金額が零以下である場合には一とし、当該割合に小数点以下三位未満の端数があるときはこれを切り上げる。）を乗じて計算した金額（当該金額が⑵ⅰ又はⅱに掲げる場合の区分に応じそれぞれ⑵ⅰ又はⅱに定める金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額）の合計額

⑴　イ⑴に掲げる金額に当該資本の払戻しの直前の資本金等の額のうちに直前種類資本金額の占める割合を乗じて計算した金額

⑵　次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額（当該金額が⑴に掲げる金額を超える場合には、⑴に掲げる金額）

ⅰ　当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額のうち当該種類の株式に係る部分の金額が明らかな場合　当該金額

ⅱ　ⅰに掲げる場合以外の場合　当該資本の払戻しにより減少した資本剰余金の額に当該資本の払戻しの直前の当該資本の払戻しに係る各種類の株式に係る種類資本金額（当該種類資本金額が零以下である場合には、零）の合計額のうちに直前種類資本金額の占める割合（当該合計額が零である場合には、一）を乗じて計算した金額

第八条第一項第十九号中「より交付した金銭の額」を「よる出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（ロにおいて「出資総額等減少額」という。）」に改め、同号ロ中「当該出資等減少分配による出資総額等の減少額として財務省令で定める金額（当該金額」を「出資総額等減少額（当該出資総額等減少額」に改め、同条第二項中「前項第二十号ロ」を「前項第十八号ロ及び第二十号ロ」に、「同号」を「同項第十八号に規定する資本の払戻し又は同項第二十号」に、「当該」を「当該資本の払戻し又は」に改め、同条第四項中「各種類の株式」を「株式の種類」に改め、同条第五項中「各株式」を「株式」に改め、同条第六項中「各種類の株式」を「株式の種類」に改める。

第九条第一号ネ中「第百十九条の三第七項」を「第百十九条の三第十項」に改め、同条第十二号中「合計額が」を「資本の払戻し等により交付した金銭の額及び金銭以外の資産の価額（適格現物分配に係る資産にあつては、その交付の直前の帳簿価額）の合計額が当該資本の払戻し等に係る」に改め、同条第十三号中「交付した金銭の額が」を「出資等減少分配により交付した金銭の額が当該出資等減少分配に係る」に改める。

第十四条の四第三項中「（連結子法人にあつては、本店又は主たる事務所の所在地。以下この条において同じ。）」を削る。